

# 第10回

## 松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成17年2月2日 （水） 14時30分

場 所： 福島町社会福祉センター

# 第10回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成17年2月2日(水)				開会時刻	午後14時30分
					閉会時刻	午後15時57分
会議の場所	福島町社会福祉センター					
出席した 委員  30名中 25名出席	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔	委員	福村 邦廣
	委員	寺澤 優國	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰
	委員	志水 正司	委員	松本 國茂	委員	田島 忠志
	委員	村田 末廣	委員	金内 武久	委員	武尾 嘉明
	委員	池水 英比古	委員	田中 まゆみ	委員	日高 雅之
	委員	太田 末男	委員	山口 芳正	委員	永田 俊子
	委員	前田 次男	委員	井筒 清治	委員	森 眞一
	委員	村田 茂實	委員	吉井 重忠	委員	大畑 安盛
	委員	村上 公幸				
欠席した委員 5名欠席	会長	吉山 康幸	委員	宮本 正則	委員	椎山 賢治
	委員	岡本 哲夫	委員	廣瀬 茂好		
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名  6名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	幹事	山崎 薫
	幹事	末永 悦二	幹事	小田鉄三郎	幹事	斉藤 誠
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

# 第10回松浦地域合併協議会会議次第

【日時】平成17年2月2日(水)14時30分～

【場所】福島町社会福祉センター

## 1. 開会

## 2. 会長挨拶

## 3. 議事

### 協議事項

#### 【継続協議事項】

- \* 協議第20号(協定項目7号)新市建設計画の作成に関すること(その3)

### 確認事項

- \* 確認第1号 合併協定書(案)について

## 4. その他

- \* 住民説明会について
- \* 今後のスケジュールについて

## 5. 閉会

午後 2 時30分 開会

大久保事務局長

ただ今から第10回松浦地域合併協議会を開催いたします。

本日は、吉山会長が市長用務のために欠席でございます。

つきましては、協議会規約第 8 条第 2 項の規定により、松永副会長にその職務を代行していただきたいと思ひます。

それでは、開会にあたりまして、松永副会長よりごあいさつをお願いいたしたいと思ひます。

松永副会長

大変暖冬になれた体にとっては、ここ二、三日の冷え込み、それから季節風が随分こたえております。今日はこういう会場で暖房施設がありませんで、あるったけのストーブを動員しておりますが、少々御辛抱いただきたいと思ひます。

今、事務局より報告がありましたように、吉山会長が九電松浦発電所 2 号機の運転開始の大幅延長申し入れに対し、その対応で出席できなくなりましたので、私代わりまして一言ごあいさつ申し上げます。

この九電 2 号機延期につきましては、1 市 2 町が合併に向かって取り組んでいる中で、新市の財政運営や地域経済への影響など大変重要なことであり、予定どおり運転開始ができるよう期待をいたしているところであります。

さて、昨年 9 月の協議会設立以来、委員皆様の御理解と精力的な議論によりまして、先般の 1 月 26 日の第 9 回協議会をもって全 44 項目の協議を終え、建設計画素案の県との事前協議の最終回答を待つだけとなりました。先週、県の合併支援会議が開催され、前回の助言の内容をもって事前協議とすることが決定されたと聞いております。

また、前回の協議会で、合併の期日を平成 18 年 1 月 1 日とすることに決定いたしましたので、今後、11 カ月間という限られた期限の中で合併に向けた準備を進めていくこととなります。まず、本協議会といたしましては、これまで協議、確認してまいりました内容を 1 市 2 町の住民に対しまして速やかに周知し、新松浦市のまちづくりに向けた住民の意思の統一を図る必要があります。

本協議会では、本日まで協定項目の協議の中でお互いを理解し、譲り合いながら、新市の方向性を積み上げてきたところでありますので、これまでの協議が無にならないように、委

員の皆さんには住民の合併に向けた機運の醸成に御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日御出席の委員の皆様のお健康をお祈りしますとともに、議事の進行に御協力をお願い申し上げます、ごあいさついたします。

それでは早速、協議を開始いたします。

継続協議がございますので、その提案をいたします。

協議第20号、協定項目7号となっておりますと思いますが、新市建設計画の作成に関するということでございます。

それでは、事務局より説明をお願いしたいと思います。それじゃ、よろしくお願いします。

大久保事務局長

それでは早速、本日の議事に入らせていただきたいと思います。

先ほど副会長さんの方から言われましたとおり、まず新市建設計画の作成に関すること（その3）の継続協議に入らせていただきたいと思います。

その前に、一つだけ、今日の会議のことで皆様におつなぎだけしとこうと思いますけれども、前回の協議会におきまして、住民説明会を控えておる訳でございますけれども、これまで合併までに調整するというような確認が行われた中で、住民の関心が特に高い特別職とか一般職等について協議してはどうかというような御意見を賜ったところでございます。そのことを現段階ですべて整理することは困難なところでありますけれども、幹事会の中でも少し協議に入っておりますので、この辺につきましては、本日のその他の住民説明会のところの項目で少し皆様に御報告を申し上げ、そしてご意見をお伺いするというふうな時間をとりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

本題に戻ります。

新市建設計画の作成に関すること（その3）でございます。

このことにつきましては、前回の協議会におきまして、県の合併支援プロジェクトチームでの協議の結果を受け、助言をいただいた訳でございますけれども、その対応といたしまして、この協議会の中で一部修正を加えさせていただいたところでございます。

その後ですけれども、1月28日に県の合併支援会議が開催されまして、前回の助言の内容をもって、この松浦地域の新市建設計画の素案の事前協議とするということを県として御決定いただいたところでございます。そういうところで、前回お示しいたしました内容により

まして協議会としての素案の最終確認をこの場でお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

松永副会長

ただ今説明がありましたが、建設計画の内容をもって本協議会としての新市建設計画素案を決定したいということでございます。

何か提示されております素案について御意見がありますか。随分論議はしておりますので、改めての御意見はないかと思えます。それでは、確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松永副会長

それでは、異議なしということですので、協議第20号 新市建設計画の作成に関することについて、その3ですが、前回配付されております素案の内容により確認したいと思います。よろしいですか。

では、次に確認事項に移ります。

確認第1号 合併協定書(案)について、事務局から説明をいたさせます。事務局。

大久保事務局長

それでは、本日、議案としてお配りをいたしております。

1ページめくっていただきまして、確認第1号 合併協定書(案)についてでございます。事務局から御説明いたします。「合併協定書(案)について、別紙のとおり提出する。」というものでございます。

この松浦地域合併協議会におきましては、昨年9月の第1回協議会以来、今回の協議会までに44の協定項目の確認を受けたところでございます。そこで、建設計画素案につきまして先ほど確認を受けまして、今後住民説明会におきまして、住民の皆様の意見を徴したところで、再度県との正式協議を行います。そして、この後に建設計画の正式な決定、素案が取れた建設計画の決定ということになります。それ以外につきましては、本日提案の合併協定書(案)の確認をもちまして、松浦地域合併協議会としての1市2町の合併について最終的な判断をいただくこととなります。

この合併協定書案というものは、これまで確認いただきました協定項目を協定番号順に整理いたしましたものでございます。これによりまして合併協定調印式にも使うものになりますけれども、一部におきましては、これまで確認された内容の中で文言等のばらつき等が少しご

ございましたものですから、内容を変えることなく文章表現の統一を行っておりますので、御了解をお願いいたしたいと思っております。

なお、統一でございますけれども、今日お配りしておる中に参考資料というのが別がございます。この1枚めくった1ページから2ページに「合併協定項目の表現の統一について」というのがございます。ここにどのようなものをどういうふうに表現を統一したかというのを一応記載いたしておりますので、これをご覧いただきたいと思います。一応、文章で表現して記載をいたしておりますので、説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

また、協定書(案)でございますけれども、この内容につきましては、この松浦地域合併協議会の確認の内容、協議の結果でございます。そのようなことで、住民説明会におきまして、この内容につきましても配付いたしまして、そして主なものについては説明を加えていきたいというふうなことを考えております。

以上のように、一部修正が加わっておるということを、文章表現を統一したということをお願いをいたしまして、御提案にかえさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

松永副会長

ただ今説明がありましたが、今日皆さん方のお手元に配られておるもので、今までずっと協議してまいりましたものをまとめたものであらうと思っておりますので、全部の項目について、それぞれ御確認をここでいただいてという訳にはいかないとも思われますけれども、もし質問等がありますればお聞きしたいと思っております。何かお気づきになるようなこと、見つけ出したところありませんね。

それでは はいどうぞ、田島委員。

田島委員

鷹島の田島です。議案の2ページでございますけれども、農業委員会のことですが、この表現、ちょっと私どうかなと思うんですが、この3番目の「農業委員会委員の選挙においては、選挙区を設ける。松浦市に2選挙区、福島町及び鷹島町に1選挙区を設け、」と、何かこう福島町と鷹島町に1選挙区ずつ設けるような感じに受けとめる訳ですが、福島町と鷹島町を合わせて1選挙区ということに表現してあると思うんですが、これちょっともう少しどうにか表現ができないもんかなというような感じもするわけですけど、そのところいか

がでしょうか。

松永副会長

ちょっと待ってください。協議はなされたんでしょう。担当者は誰かおらんのかな。（「おります」と呼ぶ者あり）おるんですか。はい、局長。

大久保事務局長

すみません。ちょっと確かにどうかなということがございますけど、まず、ここの表現につきましては、一つは今の2ページ目の協定書の案の中で下に選挙区の表がございますけれども、第3選挙区で福島町及び鷹島町の区域ということで、これが一つの区域ですよというふうなお示しをしたというものと、それから、今日お配りした資料の中に表現の統一ということで、1ページ目の方でございますけれども、ここで2番目の項目でございます。2番目の項目で、市町名の表記についてということをしておりますけれども、今までの確認で、1市2町とか、松浦市、福島町、鷹島町と言ったりとか、2町と言ったり、福島町、鷹島町というふうな表現があった訳でございます。ここは実は、前は福島町・鷹島町というふうな確認をやっておった訳でございますけれども、先ほどの選挙区の欄の表示や、それからほかとの調整もございまして、最終的に二つの自治体をあらかず場合につきましては、福島町及び鷹島町というふうに「及び」を使用することを文言として統一をいたしたところでございます。

それで、福島町と鷹島町に1選挙区を設けるというふうな表現ということでございますけど、これでもちょっとやっぱりわかりにくうございますかね。それぞれに1選挙区を設けるというふうな言葉の表現は使っておりません。福島町と鷹島町に1選挙区を設けるというふうな表現でございますけど、いかがでしょうか。

松永副会長

田島委員、いいですか。田島委員、表現の仕方を言っているんでしょう、あんた、本質的な問題じゃなくて。それでは、ひとつ了解してください。

ほかには何かそういう問題でも結構です。お気づきになりますか、なりませんか。今配られて質問がありませんかというのもちょっと酷な話ですね。はい、森委員。

森委員

鷹島の森です。ここで、4ページの16番でございしますが、公共的団体等の取扱いに関することということで、これは前回の折に確認事項としてもう済んでおる訳ですが、やはりどう



しても私自身、福島町の太田委員からこのことについては一応話があった訳ですが、私自身も、速やかに統合できるよう調整に努めるということで、この項目はどうもこれから先大きく響いてきはせんかなって思ったものですから、ここに選ばれた方々がおられる訳ですから、この点について、今度は当然、議員の中で、議会の中でこのことについては話が出てくると思います。

そのようなことで、私たちは当然顔も出せない訳ですが、ここで皆さん方に一言聞いておっていただきたいと私は思うのです。非常に今、この前もお話したように、商工会団体というのが、前回の1市5町の折、また他の団体の協議項目の中には、公共的団体の取扱いの中に商工会の取扱いが別個の名義で出しておられます。この前の1市5町の折にも、商工会については現行のままとしという項目が入っておったわけですが、今度はそれがありません。ということになれば、当然、その中でこうした協議というものが出しにくかった訳です。

そのようなことで、このことがどうも気になってたまらない訳ですから、もう確認事項ですから方法はないのよと言えぱそりですが、皆さん方も、ここには議員の方もおられますし、それぞれにまたいろんな協議がなされると思いますが、これだけはちょっと速やかにという道に行かん。いや、それは協議の中ではどうにでもなるよと言えぱそりですが、やはり一言だけ、このことについては、皆さん方も商工会に対しての何は納得していただきたいなという考え方を申し上げさせていただきたい訳です。これをどうせると、引いてくださいと言っても無理でしょうから、話として皆さん方が聞いていただければ大変助かります。

私、今の段階で他のところは、佐世保でも、生月、平戸あたりの中では何年間の余裕を持ちましょうということで、年限まで決めてあるところがほとんどなんです。だが、ここはそれがありませんから、そういうことがなしにいきなりこれをつっ込めると、私たちの立つ瀬がない訳です、商工会の。そのようなことで、一応、ここでお願いという形もあります。だが、このことが大きく響かないようにひとつお願いをいたしまして、大変時間をとりまして、ありがとうございました。

松永副会長

今の御意見の中には、速やかに統合できるよう調整に努めるものとするという文言があるようでございます。そのことをおっしゃっているんだらうと思われませんが、今後、合併後、そのような形でいろいろの機関なり討議がなされていくんじゃないかと思いますが、今の御意見をひとつできるだけ考慮して、合併後のそれぞれの機関内の御検討をお願いしておきた

いと思います。

他にありませんか。じゃ、特別に御意見をなかなか難しいだろうと思いますので、よろしゅうございますね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松永副会長

それでは、このような形で協定書を提案することに決定いたします。

その次に、本日のその他ということになるだろうと思います。住民説明会を控えておるところであります。この件についてなり、それから今後のスケジュールはもちろん、一応、事務局では素案を持っておるようでございますので、そこら辺の説明をよろしいですか。

それでは、局長。

大久保事務局長

それではまず、その他の項目の新市建設計画の住民説明会、まずこの実施の要領につままして説明をいたしたいと思います。

本日、参考資料をお配りいたしておりますので、それをまずご覧になっていただきたいと思います。3ページでございます。本日の参考資料の方の3ページでございます。

一応、本日をもって一通りの合併協議会での協議の区切りが一つついたというふうなことになりますものですから、今後1市2町の住民説明会に入ってまいります。

それで、ここに1.目的から7.周知まで上げておりますけれども、松浦地域合併協議会のこれまでの合併協議の経過やまちづくりの計画につままして、住民の皆様には説明をいたしまして、より理解を深めていただいて、そして合併に御了解をいただくというふうなことを目的といたしておる訳でございます。

この説明の内容といたしましては、本日お配りいたしております新市建設計画の素案の概要版でございますね、これと、先ほど御確認いただきました合併協定書(案)の中に、表書きにつまましては、合併協定書はこの協議会の中でしか使いませんので、協定のときだけということになりますが、表書きだけは松浦地域合併協議会での協議確認の内容というふうなことで表題を変えたいと思っております。この二つを用いまして、そしてあと、今度はパワーポイントという、スクリーンに映し出すような機器等も使いまして説明会を開催しようというふうな計画を持っております。

それで、基本的には2時間ぐらいの時間を考えております。その中で、まずは協議会の委

員の皆様にも御出席を賜りまして、そして事務方の方から御説明をし、住民の皆様の意見を聞いて、特にまちづくりの計画の中でいろいろと取り入れる必要があるものにつきましては、再度協議会の中で協議した上で対応してまいるといふか、そういうふうなことを考えておるところでございます。

それから、開催の期日でございますけれども、早速、今週の2月4日から6日、これを合併協議会とそれぞれの市や町との共催での開催というふうに考えております。4日の日は鷹島町、それから5日の日は福島町、そして6日の日は松浦市というふうなことを考えております。それで、共催ということでございますけど、これにつきましては、今のところ1カ所ずつ協議会としては指定いたしておりますけれども、あとは必要に応じましてそれぞれの各市町単独で同様の内容を開催される分については、すべて資料の提供等についてはいたすようにしております。

それで、当日の出席者でございますけれども、協議会会長、それからあとは、それぞれ開催の市や町の首長さん、それからそれぞれの市や町の協議会の委員さんも一緒にお願いしたいと思っております。当然、事務方の幹事会や専門部会委員等もそこには加わります。そのようなところで、説明会については行いたいと思っております。

会議の進め方でございますけれども、開会の後には地元的首長さんのごあいさつ、それから協議会の会長のあいさつ、そして協議の経過、内容の説明、まちづくりの建設計画の説明、質疑応答をということで、そういうふうな形で2時間程度というふうなことを考えております。

この周知等につきましては、それぞれの自治体におきまして周知をお願いいたしているところでございます。あとまた、防災行政無線等も使っていただきまして、当日、前日とお願いしたいと思いますし、協議会事務局の方のホームページにも掲載をいたして、説明会のPRを図るといふふうなことを考えておるところでございます。

一応、住民説明会につきましては、以上のような形式をもって進めようと事務方の方では考えておるところでございますけれども、何か御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

以上でございます。

松永副会長

今説明がありました、特に、住民説明会の日程を提示いたしましたが、それについての

御意見等ございませんか。寺澤委員。

寺澤委員

松浦の寺澤です。今、住民説明会の日程と、それから参加される会長並びに関係者ということで説明がありましたけれども、このことは、福島町、鷹島町、それから松浦市ということでやるわけですが、確認をしておきたいと思う。私どもは、それは当然一緒になることですけれども、福島町、鷹島町の方まで参加をするべきなのかどうなのか、例えば松浦市の合併協議会の委員は松浦市だけということでもいいのかどうか、そこら辺を確認しておきたいと思います。

松永副会長

事務局。

大久保事務局長

今こちらの方で考えておりますのは、それぞれの市や町から選ばれておられる方の委員さんにつきましては、それぞれの市や町の説明会に参加をしていただくというふうなことを考えております。

松永副会長

いいですね、その形で。 はい。それでは、池水委員。

池水委員

松浦の池水です。今、住民説明会の日程が発表された訳ですが、先ほどお示しになった、素案をもって住民説明会に臨むということになるかと思うんですね。ただ、素案については合併までに調整するという項目がたくさん残されております。したがって、この住民説明会という部分は、最終的には、合併までに調整するという部分について全部まとまった時点でもう一度開催をする予定があるのか、それとも、これだけで終わりなのか、その辺のところはどうでしょうかね。

松永副会長

はい、幹事長。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。合併までに調整するということについての対応でございますが、今後それぞれの部会で、合併協議会で確認いただいた方針に基づいて調整をいたしまして、この協議会に報告をし、了承をいただくという手法を考えております。したがって、住民説

明会は考えておりません。

松永副会長

いいですか、いいですね。(発言する者あり) いや、住民説明会が一回こっきりという話ですか。

今の御意見ですが、私の感じですけれども、合併までに調整するという項目が随分多く残されております。その項目が事務方で調整され次第、この協議会を開いて皆さん方に諮っていくという段取りになるんじゃないかと私は思っています。今からずっと何遍も恐らく合併までに開かれていくものと私は思っています。会長じゃないからですけれども、私はそのような段取りを踏まれるだろうと思っています。

はい、池水委員。

池水委員

今の事務局の説明だと、この協議会の中ではお示しいただくということですが、今日宮本町長はお越しになっておりませんが、実は鷹島町の場合は宮本町長が一任されてきているということで、さほど異論はないんだという形になられるかと思うんですが、僕は一任も何もされてきておりませんので、調整内容によってはですね、これは具体的な調整内容が出てきたときに、例えば住民サイドからいろんな意見が出てきたときに、これは住民説明会は行わないという形に結果としてなるかと思うんです。その辺のところに関してはどういうふうに対処していかれるおつもりなのか、そこら辺のところも聞いておかな これっきりだということであれば、どういうふうに対処されるおつもりかということも伺っておきたいと思いますが。

松永副会長

はい、幹事長。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。ただ今の件につきましては、合併協議会といたしましては先ほど私がお答えしたとおりでございますし、副会長がお話になったとおりでございますが、そのことにつきましては、それぞれの自治体でどう御判断されるか。例えば、福島町さん、鷹島町さん、松浦市でそれぞれやはり住民に説明しておく必要があると判断されれば、それぞれの自治体で対応していただくということにいたしまして、協議会としては今回の住民説明会だけで終わりたいというふうな考えでございます。

松永副会長

他には。はい、山口委員。

山口委員

福島の子口です。3ページの中で書いてあるわけですけども、その下に「基本的に説明が主であり、」って書いてあるんですね。ずっと見た場合に、あと何か問題点、必要なことがある場合に限り協議会に対応するとなっておる訳ですけども、もし必要があった場合、対応して協議する。まず、あるかなかわからん訳ですけども、どうしてもこの文面の中に入れなきゃいかんという場合どうなるものか。そして、もし入れた場合はやっぱり時間的なものがありますから、そういうふうなことをちょっとお聞かせをお願いいたします。

松永副会長

局長。

大久保事務局長

当然、これから住民の皆さんの御意見を聞こうという訳ですから、いろいろなものが出てくると思っております。そのようなときに、特に主なものは建設計画と思うんですけども、その中で中身の修正等の必要が出てまいった場合でございますけれども、それが軽微なものにつきましては、会長一任ということで処理させていただきたいと思っております。どうしてもやっぱり皆様の御意見を聞いて修正をする必要があるというふうなことになりますれば、当然、協議会を開催いたしまして、議論をしていただこうと思っております。そのような考えでございます。

松永副会長

いいですね。 はい。

他にはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松永副会長

それでは、この件についてはほかに この件というのは、住民説明会についてはほかにないようでございますので、引き続いて……（「ちょっと関連で」と呼ぶ者あり）何か事務局ありますか。はいどうぞ。

大久保事務局長

ただ今住民説明会の実施要領につきましては御了解いただいたところでございます。あり

がございました。どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

それではあと、スケジュールの部分を残すだけでございますけれども、前回の協議会の折に、住民説明会を控えているということで、これまで合併までに調整するというようなことで、この協議会で確認してまいりました中で、特に住民の関心の高い特別職とか一般職等のこの辺についての協議をここで行ってはどうかというふうな御意見等もございましたので、このことにつきましては、幹事会の中でも調整の入り口と申しますか、そういうふうな議論を少し行いましたので、その辺の御報告というか、それをお示しいたしまして、皆さんの御意見をお聞きいたしたいというふうに思っております。

それとあと一つ、組織機構のこともあった訳でございますけれども、組織機構につきましては、前回御説明いたしました内容を今日の参考資料の4ページと5ページに実は添付をいたしております、資料ということで。

それで、この組織機構の問題につきましては、今ここにお示ししている内容が現段階の調整で、まだここまでしか行っていないという内容でございます。それで一応これを御参考にしていただくということで、今後具体的な機構図等ができましたら、またこの協議会の皆様にお示しをいたしまして、そして御意見等を伺おうと思っておりますので、そういうことで、この件については御了解を賜りたいと思っております。

それで、あと二つの項目ということになりますけれども、特別職の分と一般職の分というふうなことをちょっと幹事会での議論の内容を少し御報告いたしたいと思っております。

まず、特別職の職員の身分の取扱いに関する事、これは協議第16号、協定項目の13号ということで確認をいただいた訳でございますけれども、ここでの今後の調整の主な議論というものは、やはり報酬のことかなというふうなことを考えております。

それで、確認の内容といたしましては、三役、教育長の場合は給与と申しますけれども、これにつきましては現行額をもとに合併までに調整するというふうな確認でございました。それから、議会議員の報酬につきましては、現行報酬をもとに合併までに調整するというふうなことであった訳でございます。

協議会の議論、質疑等におきましては、今度は1市2町が合併しまして市になるというふうなことで、現在の松浦市が市でございますので、その市の報酬、給与がもとになるというふうなことでの御返答もしとったというふうなところでございます。それで、このことにつきましては、協議会ですべての協議をするというのも非常に困難なところもございます。そ

のようなところで、実は一つの調整の方法といたしまして、現に今1市2町でそれぞれ特別職の報酬を審議するような機関を持っておられます。そういうふうな機関がございますので、有識者と申しますか、そのような方を1市2町で集めた一つの懇話会みたいなものを設けまして、その中で一つ案を提示いたしまして意見を聞いて、そしてそれをもって調整の参考としていきたいというふうなことを考えております。

どういうふうな案を出してみようかなって考えているのは、三つほど実は幹事会の中で議論をさせていただいた訳でございます。一つとしては、松浦市の現行の報酬に合わせるという一つの方法、そして二つ目に、大体今日までの松浦市の特別職の報酬の決定と申しますのは、一般的には類似の自治体のものを参考にしながら、そういうところとの均衡を保ちながらというふうなことで来ております。そのような中で、福江市とか平戸市という従来の県下で、合併前は8市ございましたけれども、このようなところが人口規模等も考えたときに非常に似通ったところということで、今日までその辺とのバランスを考慮しながら考えてきたというふうなところでございます。そのようなこともございまして、現在、福江市は五島市になりましたけれども、平戸市も新平戸市というふうな方向で現在協議が進められておりますが、この2市の現行の報酬とのバランスをとるような考え方で調整を行ってはどうかというふうなものも思っております。それが二つ目でございます。

それからあとは、三つ目でございますけれども、平戸市、五島市でございますけれども、この両市につきましては、さらに合併の枠組みが大きゅうございますので、人口規模がさらに現状よりも増大いたします。そのようなところから、人口規模の違いを考慮したところで、この両市との均衡をとるといふか、両市よりも少ない額ということになるかと思っておりますけれども、そのようなところでの調整の一つの方策ということで、この3案をそういうふうな有識者の会に投げまして、そしてそちらの方で議論をしていただくというふうな方法をとってはどうかというふうなことを実は考えておるようなところでございます。

一つずつ議論してもいいんですけれども、一般職の方もあわせて申し上げましてから、そして皆様の御意見を伺いたいと思います。

それから、今度は、一般職の職員の身分の取扱いに関するところでございますけれども、これは協議第15号ということで、協定項目の11号で御確認をいただいたところでございます。基本的には法律に基づきまして、すべて新市に職員は引き継ぐということでございます。そして、それからあと、職員の数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管



理の適正化に努める。削減をしていくというふうなことでございます。それから、職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員処遇の観点から、合併までに調整するというものもございました。それから、職員の給与については、職員の処遇の適正化の観点から合併後速やかに調整を行うものとする。なお、給与体系については、合併までに調整する。以上のようなことを確認いただいたところでございます。

今までの協議会の議論としては、一つは職員の削減数と申しますか、削減の数の問題です。それとあとは職員の給与の問題、この2点が大きいところだろうと思っております。

この職員の削減等につきましては、建設計画等では10年後の人口というのは20%も減るといのに、財政計画においては職員の削減については10%という形の中で試算がしてあるということで、これはどうなのかというふうな議論もあったわけでございます。

財政計画の策定にあたりましては、最初皆様にお知らせいたしましたけれども、類似団体との比較では余りこれが実は数字が出なかったというのが一つございました。それが出なかったものですから、じゃあどこをどのくらいの削減を見込むかということになる訳なんですけれども、組織機構というのが決まっておりますので、実際に配置人員を積み上げるということができなかったというのがございます。そのようなところで、現在は一応10%を最低の数値として財政計画で試算をしているというような状況でございます。

今後、確認いただいておりますとおり、新市において定員の適正化計画を策定して、そして人員の削減を図るというふうなことになる訳でございますけれども、その当初の数値が財政計画の10%、これが基本ということになる。そして、その後、人口の推移や行財政改革に伴う組織機構の見直し等によりまして、この計画は随時見直していくこととなります。ですから、この10%というのは、今後、財政計画では退職者の不補充ということで徐々に効果が出てくるというふうな部分ではございますけれども、そういうことで、1年目からそれがすべて出てくるというものではございませんが、例えば今の1市2町の年齢構成等から考えますと、1年目には25,000千円ぐらいとか、2年になりますと50,000千円ぐらいになる、そして3年目ぐらいになりますと1億円というふうな、だんだん増えてくるということになります。それで、8年目ぐらいになればそれが2億円ぐらいになる、大体そういうふうな徐々に効果が出てくる。そして、ある程度までいったら将来にわたってそのまま削減効果が常に残るというふうな形になるかというふうなことを考えております。大方10年間の累計では10億円以上のお金になるというふうなことを現在財政計画の中で試算をされておるといふ

な状況でございます。

それからもう1点が、職員の給与の問題でございます。

職員の給与につきましては、地域の民間の平均賃金というのは低いんだということで、合併というのが行政経費の削減のために進む一つの方向でもある、行政経費の削減が目的であるというふうなところから、地域の民間の賃金に合わせて職員の給与、その辺の削減が必要じゃないかというふうな御意見も賜りました。

それで、これまで職員の給与というのは、一つは地方公務員法というのがございますもんですから、この中では、民間給与との均衡を図るというふうな、その辺を保つというふうなことが実は書いてある訳でございます。そのようなところで、これについては、人事院勧告というものが民間企業とのバランスをとりながら国家公務員の給与を決めていっているということでございますから、国家公務員の給与に準ずるということがこれまで適当と理解されているということで、大体国の給与に準じた取り扱いを地方でも行っているというふうなところでございました。

ただ、そういう中でも国と地方の職階とは違う訳ですから、国が11級まで給料表があれば、地方は下の方から8級までを使うとかですね、具体的にはそういうふうな取り扱いの中で、国家公務員の制度の範囲の中でやってきている訳です。当然、国も民間の景気動向を反映しながら給与の改定というのは今日までやっておりますもんですから、地方もそれに合わせたところでずっときております。そのようなところで、最近の動向といたしましては、平成11年度から以降、5年連続でございますけど、期末勤勉手当の引き下げ等も行っております。これはその前は5.25ぐらいが一番高いときでしたけれども、現在は4.4月とか、そういうふうになっております。それからまた、ここ2カ年、14年度、15年度は本俸の方が引き下げられております。これが2カ年で3.1%ぐらい、16年度はまたそれがそのまま据え置きというふうなことになっております。

こういうふうなことで、全国の民間の景気に連動してということで今日まで来ておるといふふうなところがございます。ただ、最近、地方の公務員の給与水準が高いというふうな批判も出ているということで、人事院としても、これまで全国平均の官民の給与格差に基づいて給料表をつくってきたものを、これからは地域ごとの民間賃金の水準を反映したものとなるように、給与水準の引き下げを行うというような、そういうような見直しを行う必要があるということも人事院勧告の中であわせて報告がなされておる訳です。

そして、昨年、政府の方からも人事院に対しまして、地域における給与の官民格差を踏まえて、地域における公務員給与のあり方についても検討を急いで、そして具体的な措置をまとめるように要請がされているというふうなこともあります。そういうことで、現在検討がなされるということとなっております。そのような国等の動きもございますので、現時点におきましてはその動向を見ながら対応してまいりたいというふうなところが1点でございます。

市町村というのは人事委員会を持ちませんので、自らの力で給料表の根拠をつくるということが非常に困難ということもある訳でございます。しかし国の準拠というような形では住民の方が納得できないかというような御意見もあつたりいたしております。

そのようなことで、今後合併に向けてと申しますか、また合併後と申しますか、そのような1市2町の取り組みとして現時点で考えておることは、一つは、本俸の問題がちょっと国の動向も待たなくちゃいけないというふうなこともございますもんですから、手当部分とか、その辺からの見直しと申しますか、一つは国の方でもいろいろと議論になっておりますけれども、退職手当の支給率を下げていくということ、それからまた退職時の特別昇給という、退職時に昇給があった訳でございますけど、これをもう全廃しようというふうなこと、またそれから、高齢者の昇給の停止と申しますか、現在の公務員の給与というのは、ある程度、職務を基本には組み立てられておりますけれども、さらにそれに加えて年功序列的なもので昇給させていくというふうなものと、二つございます。そのようなところで結局、年齢が高くなれば高い給料を支払うというふうなことになる訳ですね。ですから、その高い給料を抑えるというか、そういうふうなことも今後は考えていきたいというか、取り組んでいきたいというふうなことを今は考えておるというところでございます。

一応、このようなことを今幹事会の中では一つどうだろうかということで議論を始めておるというふうな状況でございますので、今日は御報告を申し上げまして、皆様いろいろ御意見がございましたら、御意見をお伺いいたしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

松永副会長

今、合併までに調整するというこの項目の中で、特に皆さんの関心の非常に高かった問題について、現在まで幹事会並びに事務当局の方でいろいろ協議をしてきた経過について、それぞれに御説明をいたしました。特に、特別職、それから組織機構、そして一般職のそれ

ぞれの問題点について、このような論議をやっておりますという報告でございます。

皆さん方からそれについて今のうちに言っておこうということが恐らくいっぱいあると思いますけれども、何かありましたらちょっと聞いておきたいと思います。はい、こっちからいきましょう、福村委員。

福村委員

松浦の福村です。今、議長の方からこの際言っておくことがあればということですから、一般職の身分の取扱いに関する事、これはやはり人員の問題と給与の問題と思うんですね。それは、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるということですから、この際言うときますけれども、いろいろ定員モデルとか横並びがあるんですよ。それは人数が削減できない理由にいつも上げられます。先日も私言いましたが、やはり今度の合併はこの機にいろいろな行財政改革に、この機を逃せばまたただららとなっていくと私は見とるわけですよ。

したがって、今後新しい市が発足するにあたっては、新しい市長さんが考えられることだとも思いますけれども、ちょっと申し上げておきますが、努力している自治体は努力しておりますよ。

今度、私も併合しますと2万8,240人、これは平成16年3月31日の住民基本台帳の全人口ですけれども、1市2町合わせて2万8,240人、時津町が2万8,928人、町と市はそれぞれやっぱり組織も違いますから、役目も違いますから、一概に比較はできないということはおわかりしております。時津町は2万8,928人に対して普通会計の職員が129人、今度1市2町合わせますと330人になるんですね、倍以上になります。ここら辺も十分努力すればできる。やはり、仕事は与えられた時間いっぱい広がるという、これは大きな何とかの原則とあるんですけど、時間があれば仕事は一定ですから、時間いっぱい広がるんですよ。そういうことですから、私はそういったことを十分認識しながら、今度の住民説明会には、多分、議会は議会なりに45人を20人にしましたから、それなりの評価を受けるとは思いますけれども、今度は住民の関心事は職員のことなんですよ、職員の人員のことと待遇のこと、これを十分住民に納得できる資料をですね、将来を見据えた計画を示さんと、いよいよ最後になってからまた足踏みをする恐れもなきにしもあらず、その辺は十分心得て住民説明会にはあたってもらいたい。

時津町の話は今言いましたが、職員1人当たり224人なんですよ、今度の1市2町します

と1人で86人の面倒、倍以上の住民を抱えて頑張っているんですよ、一概に比較はできないですけどね。そういった努力している町があるんですよ。半分の人数でやっておるんですよ。そこら辺も十分、今後の財政計画、行政計画、組織機構にしても心に置いて取り組んでもらいたい、そのように要望をしておきます。

松永副会長

はい、池水委員。

池水委員

松浦の池水です。先ほど事務局より御説明があったんですが、実は本日の協議会で、協議11番目の一般職、それから特別職の身分の取扱いと、それから事務機構の問題、これは住民説明会で非常に重要なポイントだから今日協議してくださいということで実はお願いしていたんですが、ご覧のように協議という形にはなかなかかなり得ないということで、今日結果が出ないという形に当然なりますね。

したがって、先ほど僕が1回かって聞いたのは、このことがあってあえて聞いた訳ですが、当然のことながら、今週末より始まる住民説明会においては、住民は多分聞きたいところは全く聞けない状態で終わるかと思うんですね。したがって、今後出されるということですから、その出される分を待って意見を言いたいと思いますが、あえてこれから検討されるということであれば、私も福村委員と同じで二、三お願いの方々意見を言っておきたいと思います。

まず、人員の問題ですが、ずっとこれは以前から10%という部分がひとり歩きをしております。そのたんに私はおかしいというような形を常に言ってきた訳ですが、今、福村委員の方から類似団体の数でお示しになりましたが、松浦市で新しく合併して職員数が444名になる訳です。人口が2万8,000人です。そして10年をもって最低限10%ということですから、10年先400名ですね、大体10%減らすと400名です。人口は大体2万2,000人ですね、2万8,000人から2万2,000人、ちょうど今の松浦市ぐらいになるんですね。今の松浦市の職員は326名です。人口同じなのに10年後は職員は80名ぐらい増えていると、そういうふうな数値になります。したがって、先ほど事務局より、人口の推移によって職員数は動向があるんだということが1項目下に入っていますんで、10%削減は人口が2万8,000人を維持した場合にというふうなとらえ方でいいのかどうかということを1点確認しておきたいと思います。

それから次に、同じく職員の今後検討されるという給与体系ですが、事務局の方の話でペーパーがありませんので、聞き取った状態での受け答えですので、確かなことは言えないん

ですが、市の職員と今度2町職員とおられる訳ですね。ここの給与格差は当然のことながら今現行でもあるんだと思うんですよね。ここら辺のことについては市の方に合わせるというふうに聞き取ったんですが、新市に合わせるというような形で市の職員側に合わせる方向なのかどうか、そこら辺のところをもう少し方向性を示していただきたいというふうに思っております。

実はそのことに関しては、そういうふうに僕は聞こえたんで、そういうふうになるのかなということで、もしそうであるならば、それまたおかしい話だよということをちょっと言いたいなと思っておりますが、それが確かかどうかわかりませんので、それはこれくらいにしておきます。

それから、同じく事務機構もまだ組織図等が具体的に示されておりませんので、それが具体的に出されてから実は意見を言いたいと思っておりますが、今までの協議会の内容ですと、今までの経過を踏みますと、鷹島町、福島町に支所長以下、下に下線を引いてそれぞれ6課を置く。合計、基本的には14、課という呼び方ですと14課増えるみたいな形になる訳ですが、新たに合併して業務内容はさほど変わらないのに、課長さんクラスが14名増えていくという組織図格好になるのかどうか、そこら辺のところも今後示されるということでしょうか、それを具体的に出されたときにちょっとまた検討したいと。

今、いろいろ言いましたけど、住民としてはそこら辺が一番関心事だと思うんですね。そこら辺が具体的に何も示されないままこのまま住民説明会をされるということに関して、いささか不安を感じておりますので、住民説明会は各地区それぞれ市町村単位で必要があればまた行うということですので、それはそれでもう一度新たに出たときに検討すればいいかなと思っておりますが、今後検討される上で、今私が言ったようなことをる参考にさせていただきながら、本当に住民が望むような形の行財政経費削減というのが目に見えるような形にしていただけたらなと思っております。

以上です。

松永副会長

3点ほど質問の形をとられていますが、答えられるものありましたら。はい、事務局長。

大久保事務局長

職員数の削減の問題はちょっとこちらの方からお答えいたします。10%というのは2万8,000人のときかというふうな御質問だったと思っておりますけれども、まだ実際に1市2町の機構

の中で何人の職員が必要かというのを実はつかめていないんですね。そのようなことで、まずは最低でも10%はいこうというのが一番当初の方針でございます。たまたま2万8,000人の人口が変わらなかったとしてもこれはもっと削減ができないかというのは、当然、定員適正化、じゃあ何人が適正なのかというのをやはり見つける必要があると思います。そのようなところで、今の時点では、とりあえずまず10%というお話しかできませんけれども、それについては、新市になって適正な数値を探るといふか、そしてそれを計画にしていこうというふうな考えでございます。そして当然、人口が減ってまいりますれば、比例ということにはなりませんけれども、やはり小さい自治体ほど経費がどうしてもかかるというふうなこともございまして、ただ、やはり人口が減れば職員もそれなりに当然減らしていくというか、そういうふうな考え方は持っておかなければならないというふうに思っております。

松永副会長

幹事長。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。給与面について、福島町、鷹島町の職員と松浦市の職員に給与格差があると、それについてはどうするかということでございますが、皆様御承知のとおり、合併特例法で職員は引き続きその身分を保有するという規定が一つございます。それから任免と給与、その他の身分の取扱いについては職員のすべてに通じて公平に処理しなければならないという一つの規定がございます。したがって、そのような特例法の規定からいたしますと、やはり給与格差は、松浦市の給与に福島町さん、鷹島町さんの職員の給与も調整をしていくということが基本だというふうに御認識いただきたいと思っております。

それから、組織についてでございますが、事務機構について、新市の支所の機構概念図でお示しいたしておりますが、その中で、総務、税務、市民生活、福祉保健、産業、建設というような形での業務の割り振りをお示ししております、概念図としてですね。これは今申し上げました総務、税務、市民生活というのが即課になるということではございません。したがって、こういう業務をどのような、幾らの課にしてやるかというのは、今後、福島町、鷹島町の現在進めておられる業務、あるいはいろいろな事業等、あるいは産業構造等を十分検討いたしまして、組織機構の整備といえますか、調整を図っていききたいと、そのように考えております。

松永副会長

いいですか。はい、池水委員。

池水委員

松浦の池水です。今、幹事長の方から言われたことでそれで結構だと思います。結果が出るのを待ちたいと思います。

ただ1点だけ気になっているのは、市の方に給与を合わせると、これは公務員法上、規定としてというような云々という部分がありましたが、その前に、事務局長の方より官民格差という部分のお話が多少あったかと思うんですね、公務員の給与という部分は。実はこの官民格差という部分は、もう皆さんも御存じかと思いますが、松浦市民は全国 大体市民所得は、平均所得は2,000千円切っております、多分。確実な数字はわかりませんが、多くても2,000千円前後だと思ってください。これはほぼ間違いないと思います。全国平均は3,000千円ぐらいあります。全国の3分の2ぐらいしかこの地域は市民所得がないんだということも念頭に置きながら、この職員の給与という部分はぜひ検討をしていただきたいというふうに思っております。

松永副会長

はい、幹事長。

友廣幹事長

一言だけ事務方として申し上げたいと思いますが、この給与といいますが、労働条件というのは、我々現在の事務方、あるいは協議会としてはなじまないんじゃないかというふうに思っております。したがって、このことになると、新市にならないと、この当事者が発生しないということになりますので、新市の執行部といいますが、理事者、あるいは議会、それから職員、そういうところにおいて今後交渉といいますが、協議がなされるということでございますので、その辺についてはちゃんと整理をしておく必要があると思います。ただ、合併協議会でこのような議論がなされて、いろいろな委員さんの意見があったということは当然新市に引き継ぐ訳でございますので、新市においてもこの協議会の意向が尊重されることを期待したいというふうに思っております。

松永副会長

よろしいですね。そういうことです。

他の観点からの御意見ございませんか。はい、山口委員。

山口委員



福島町の山口です。松浦の方からいつも数のこと、数字のこと、物すごく意見が出るわけです。私も少しですね、それだけはちょっとこう、非常にその点は負けます。それ言われると、私たちの町村は非常に厳しい。経費削減、職員を減らせ、どんどん何を減らすかといったらやっぱり小さかところ、私たちの町と思います、鷹島だと思います。そうした場合、もう非常にですね、もちろん数字ですから裏づけもちゃんとしたものがあります。私たちは何を訴えようか躊躇する訳ですね。やっぱりそれは確かに職員を減らすことはもちろんそうです。経費を削減することももちろんでございます。しかし、そうすればするほど、私たちは不安になるということですね。その辺もお考えいただいて、今後進めていただければと思っています。本当に私の言うとはただ感情だけです。数字で言うたら負けます、これは。何も無いわけですね。5倍、6倍の市と合併するんですから、一つ1千円減らしたら、ほとんど小さか町は非常に住民に負担がかかる。これだけは私はわかるもんですから、それだけ数字だけはなるべく言わないようにしておりますけれども、ぜひその辺も含めて、いろんな面で改革をしていただければと思っています。それだけはちょっと言わせていただきます。

松永副会長

答えはいいですね。 はい。

それでは、寺澤委員。

寺澤委員

松浦の寺澤です。実は質問というか、大変難しい問題でございまして、事務機構の問題なり、職員の適正化の問題なり、あるいはまた2町と私ども松浦市との職員の給料の格差の問題なり、これは住民に関心が一番高い問題でもあります。かといって、すっきりした形の中で整理を今現在やるというのは大変困難をきわめるものであると、このように思います。

ただ、問題は、要するに同じ新しい市を構成していくということになりますと、当然同じ仕事をする中で、もちろん今給与の格差が、押しなべて大体、福島町、鷹島町を今の松浦市の給料に引き上げるということになれば、この前の説明にありましたように、40,000千円の財源が必要になってくる。このことはもう説明があったとおりでございますけれども、逆に考えてみますと、同じ仕事をして格差があるということになりますと、仮に職員の立場になりますと、それはそれなりの仕事でいいんじゃないかという考え方も出てきますし、また、法律上、不利益をこうむるという形になりますと、またいろいろ裁判問題も出てくる。大変難しい問題だとは思いますが、この格差の問題をどういう形で線引きされるか、調整

をされるのかという一つの方向というのは新市にならなければわからないと言いながらも、私は住民の関心が一番高い問題だと、このように考えておるところでございますので、そこら辺について住民説明会の中でも恐らくポイントとして上がってくる問題じゃないか、そのことについてどういう方向性、考え方として説明をなされるのかお尋ねをしておきたいと思っております。

松永副会長

はい、幹事長。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。やはり基本的には住民サービスあるいは住民福祉を維持向上させるということ、それから行政格差を生じないという、そして合併した地域の一体性をできるだけ早く醸成するといいますが、そういう形が基本になければならないというふうに思っております。

したがって、そういうことを基本にいたしまして、先ほど局長が申しあげましたように、定員管理のモデル、あるいは給与面等については検討していく必要があると思っておりますが、いずれにいたしましても、合併による効果、それは行政経費の削減というのが大きな効果でございますので、議会も45名の議員さんが20名になられたということ等を考えますと、やはり職員についても、その職員の数、それと給与といいますが、そこら辺の両面から行政経費の削減という方針に取り組んでいくべきじゃないかと、そこら辺を基本としたことで住民説明会は行っていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど申しあげましたように、幾らにするとということになりますと、組織機構をどうするのか、あるいはどういう方向で給与格差を是正していくのかというのは、今後のテーマでございますので、そこまではなかなか住民説明会では難しいと思っておりますが、基本的な考えはそういうところで御説明を申し上げ、住民の皆さん方に御理解をいただきたいという考え方を持っているところでございます。

松永副会長

いいですね。

それぞれ御意見があると思いますが、これは合併までに調整するという項目の中の一つの案件でございます。今後、事務当局は原案をつくることになると思うんですが、その都度結論を皆さん方に提示して、そしてまた御協議をいただくということになるだろうと思っております。

ただ、目の前にしました住民説明会については、このような形で説明をしていくということでございますので、ひとつ、この件につきましては御了解をいただきたいというふうに思います。これで質問なり御意見を打ち切りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

まだある、はい池水委員。

池水委員

説明会の内容については、今の議長のとおりでよろしいんですが、1点、山口委員の、先ほどちょっと誤解されているみたいなので、それだけは少し訂正をさせていただきたいなと。

我々は職員数を減らせと言っていますが、むやみやたらに減らせて言っているんじゃないで、今協議会の中で想定されている将来 22,000人、6,000人減るよといった場合には、そういうことになりますよというようなことで、実はそういうふうにならない方がいいんですね、ならないようにやらないかん訳ですけど、そういうふうになった場合には、そういう想定も成り立ちますよということで、実は鷹島町とか福島町の職員さんたちだけが減るとい話じゃないんで、新しい市のトータルの中でそういうふうなことをやらなくちゃいかん。

何で僕らがこういうことを言っているかということ、要は新しい町で何が一番必要かということ、義務的経費を増やしていったんじゃどうしようもないんですね。投資的財源を増やすために義務的経費をいかに減らしていくかということが新しいまちづくりをやっていくためのビジョンづくりの大きな問題だと思うんですね。ところが、今の1市2町は、ともに義務的経費がどんどんどんどん増えていって、将来のまちづくりのための投資的経費をどんどん減らしていってという状況なんですね。そういうことを理解していただいて、何も職員だけを減らせとか、人口が減ることを望んでいる訳でも何でもありませんので、誤解なきように、よろしくをお願いします。

松永副会長

この件についてはまだ随分論議をする機会があると思いますので。

それでは、今の件につきましては、今後もまた論議をする機会は、特に住民説明会を終えた後の論議をする機会もあると思います。

それでは、今からのスケジュールについて、事務局から説明をいたします。

大久保事務局長

手短に説明いたしますけれども、まず協議会としてでございますけれども、住民説明会がまず4日から6日ということで、これは先ほど御周知のとおりでございます。

それで、実は次の協議会は最初にお配りした予定では2月23日というのが予定でございました。ただ、このままスムーズに進めば、合併協定調印式を2月24日に行いたいと思っております。これは知事に特別立会人ということで御出席を賜りたいということで、日程を調整しまして、それで3首長さんがおそろいにならんといかんということもありますし、その辺でこの日しかなかったという日でございます。2月24日の午後1時からと思っております。

そういったした場合に、23日、24日ということで連続になりますものですから、まず一つ考えておりますのは、これから先の住民説明会の結果、建設計画の素案に協議会で協議をしていただくような変更が出てこない場合、軽微な変更につきましては、その場合は協議会は開催せず、またそれと、その後県との正式協議がございますけれども、この県との正式協議におきましても特に内容の変更等が生じない場合につきましては、これも協議会は開催せず、会長一任として建設計画の決定の処理を行わせていただきたいと思いますというふうに思っております。

そのようなことで、もしそのようなことがありますれば協議会の御案内を申し上げますけれども、ない場合につきましては2月24日に合併協定調印式を行います。その前にでも御報告を申し上げたい、そういうふうなことで処理させていただきたいということを考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、協議会を開催するかしないか、それと合併協定調印式、これにつきましては文書をもって皆様に御通知を再度申し上げますので、そういうことでよろしくお願いいたします。

もう一回申し上げますけれども、合併協定調印式につきましては、2月24日、午後1時から2時ということで、松浦シティホテルを会場として予定いたしております。

スケジュールにつきましては以上でございます。

松永副会長

今、局長が申しあげましたように ありますか、はい志水委員。

志水勝輔委員

今、2月24日が調印式という日程でございますが、実は福島町は各議会の常任委員会を予定とったんです。それを23日の合併協がある予定を変更して24日にしたんですね。ですから、23日はもう今特別にない限りしないということですので、もしあった場合は、24日の午前中に開くということで御了解いただけないでしょうか。

大久保事務局長

皆様、よございますね。そういうことでそしたら処理させていただきます。あった場合は24日ですね。

松永副会長

今の提案は、23日に予定を皆さん方にお伝えしとったけれども、知事の日程の都合上、24日に調印式をやりたいと、知事立ち会いのもとということであります。それで、これが時間を限定してある、知事の時間はですね、1時ということですから、それ前に今日のような御意見いろいろ出てくるかも、住民説明会の折にいろんな御意見等があって調整が必要と思われることも考えられますので、24日の午前中に協議会をやるということをご予定いただきたいと思います。そして、今事務局が申しますには、24日の調印式には、皆さん方に御案内を差し上げますので、お立ち会いをいただきたいということになります。御案内は後日、文書で参ると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上が日程でございますが、御質問ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松永副会長

それでは、ないようでございますので、幹事長がごあいさつ申し上げます。

友廣幹事長

幹事会、部会、事務局を代表いたしまして一言お礼を申し上げたいと思います。

協議会委員の皆様には、昨年の9月から本日まで10回の協議会を開催して44協定項目の方向づけをいただき、誠にありがとうございました。

私どもは事務方として協議会へ提案いたします事項について調整に努めてまいりましたが、皆様の御期待に十分沿うことができなかつたところがあったのではなかつたかと思っております。委員皆様の熱心な御議論と御理解、御協力に厚くお礼を申し上げます。

今後、住民皆様方に御理解をいただきながら、合併調印、議決へとつなげていくこととなりますが、まさしくさらなる努力が必要な時期と思います。どうかそのような意味で今後とも委員皆様の御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます、お礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。

松永副会長

それでは、これをもって本日の会議は閉会したいと思います、よろしいですか。

それでは、特にこのような天気でありまして、車、それから鷹島が船の時間もございませ

て、4時までに終わってほしいという要望がございます。ちょうど4時になりました。

これをもって10回目の協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時57分 閉会